

令和 2 年度

熊野町農業委員会
議事録

第 6 回

熊野町農業委員会

令和2年度第6回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和2年8月20日(木) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員 なし

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良 次生
委員	佛圓 治徳
委員	稲垣 寿計
委員	世良 正喜

6. 議事録署名委員(2人)

委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
書記	木下 祐弘

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和2年度第6回熊野町農業委員会を開会します。 はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。3番菅尾委員、4番井尻委員を指名します。 それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第15号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 この申請地につきましては、今年4月20日に開催しました、令和2年度第1回熊野町農業委員会の議案第1号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」でご審議いただいた案件で、今年7月末に一部変更、いわゆる農振除外が完了した農地でございます。 場所は、配布させていただいております図面のとおり、〇〇から東に約〇〇メートルに位置する〇〇地区となり、この度の申請は、太陽光発電設備設置のための転用となります。 なお、農地利用最適化推進委員の現地調査につきましては、4月に行っているため今回は行いませんでした。 今月中旬に事務局において現地を確認したところ、4月の調査時に比べて大きな変化は見受けられませんでした。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。先ほど事務局から説明がありましたように、4月に農地利用最適化推進委員の報告を受けておりますので、議案第15号から議案第17号までは関連がありますので、農地利用最適化推進委員の説明については省略させていただきますので、よろしくお願いします。 この案件について、何か質問はありませんか。

原委員	工事の動きはあるのか。
事務局	8月中旬現在では、ありませんでした。
議長	他に質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第16号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 この申請地につきましては、議案第15号と同じく、今年4月20日に開催しました、令和2年度第1回熊野町農業委員会の議案第1号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」でご審議いただいた案件で、今年7月末に一部変更、いわゆる農振除外が完了した農地でございます。 場所は、配布させていただいております図面のとおり、〇〇から〇〇に約〇〇メートルに位置する〇〇地区となり、この度の申請は、太陽光発電設備設置のための転用となります。 なお、農地利用最適化推進委員の現地調査につきましては、先ほど会長から説明がありましたとおり、4月に行っているため今回は行いませんでした。 今月中旬に事務局において現地を確認したところ、4月の調査時に比べて大きな変化は見受けられませんでした。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。

議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
	異議なしと認めます。 よって、議案第１６号「農地法第５条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、議案第１７号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第１７号の農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 この申請地につきましても、議案第１５号、議案第１６号と同じく、今年４月２０日に開催しました、令和２年度第１回熊野町農業委員会の議案第１号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」でご審議いただいた案件で、今年７月末に一部変更、いわゆる農振除外が完了した農地でございます。 場所は、議案第１６号で説明させていただいた土地に隣接した場所で、〇〇から〇〇に約〇〇メートルに位置する〇〇地区となり、この度の申請は、太陽光発電設備設置のための転用となります。 なお、農地利用最適化推進委員の現地調査につきましては、４月に行っているため今回は行いませんでした。 今月中旬に事務局において現地を確認したところ、４月の調査時に比べて大きな変化は見受けられませんでした。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第１７号「農地法第５条の規定による許可申請について」、ご異議はあ

	りませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第１７号「農地法第５条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第４、報告第８号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出について」及び日程第５、報告第９号「農地法第５条第１項第７号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第８号及び第９号について、ご説明いたします。市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することが認められております。本件につきましては、先月に農地転用届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は、第４条の規定による届出が１件、第５条の規定による届出が１件ありましたことを、ご報告します。説明については、以上です。
議長	ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。